

議案第 131 号

松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松
阪市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 11 月 24 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松
阪市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第 49 条）」を「（第 49 条・第 50 条）」に改める。

第 6 条第 1 項本文中「第 3 号において」を「以下この条において」に改め、同項第
3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 5 項中「行う者」を
「行う施設」に改める。

第 49 条を第 50 条とし、第 6 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類する者
のうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副
本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載さ
れた紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され
ている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面にかかる電磁的記
録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られ
る記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により
行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。